



平成25年11月27日

各位

静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
代表取締役社長 浅山雄彦
(コード番号: 2927)
問い合わせ先 取締役社長室長 白鳥弘之
電話番号 054(281)5238

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日の取締役会において、平成25年11月26日開催の当社第33期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）で承認されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき発行するストックオプション（新株予約権）を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役、監査役及び使用人、並びに当社子会社取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とするため。

II. 新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の名称 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス第3回新株予約権
2. 新株予約権の総数 2,371個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年12月12日から平成27年12月11日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、監査役又は使用人（社員、相談役、顧問その他名称を問わない。）の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に6(1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点においては残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記4に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使できる期間

前記5に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記5に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記7に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

前記8に準じて決定する。

1 1. 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

1 2. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

1 3. 新株予約権を割り当てる日 平成25年12月12日

1 4. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当の対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役	10名	510個
当社監査役(社外監査役含む)	1名	10個
当社使用人	45名	469個
当社子会社取締役	14名	415個
当社子会社使用人	104名	967個

III. 支配株主との取引に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につき、支配株主である浅山忠彦、並びに近親者の浅山雄彦、福地重範、浅山広美、福地千佳、八木麻衣子及び坂道泰教（以下、「支配株主該当者」という。）に割り当てられるため、支配株主との取引等に該当する。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、本株主総会の第3号議案「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」として付議され、承認された発行条件の範囲内で発行されたものである。また、本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件についても、一般的なストックオプションのそれと同等であり、適正なものである。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者による意見

本件ストックオプションの支配株主該当者に対する割当てに関しては、支配株主と利害関係のない独立役員である社外監査役の海野浩が本日の取締役会に出席し、①支配株主該当者はいずれも当社及び当社子会社の取締役又は使用人であり、当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起という目的に適うこと、②本件ストックオプションは、本株主総会において承認された発行条件の範囲内で発行されたものであること、③本件ストックオプションの内容及び発行手続きに指摘すべき点も認められないことから、公正性及び妥当性が確保されており、少数株主にとって不利益でない旨の意見を表明している。また、海野浩同様支配株主と利害関係のない社外監査役の斎藤安彦及び加藤将和にも意見を求めており、両名とも海野浩と同じ理由により、公正性及び妥当性が確保されており、少数株主にとって不利益でない旨の意見を表明している。

3. コーポレート・ガバナンス報告書との適合性

平成 25 年 1 月 22 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」における記載は、以下のとおりであり、支配株主該当者に対するストックオプションの割り当ては、この方針に則って決定している。

「報告日現在において、当社と支配株主との間に取引はありませんが、将来に当社と支配株主等との間の取引が発生する場合においては、一般の取引状況と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する予定です。」

以上